

宮崎県ぶり稚魚漁業許可の取扱方針

漁業法第57条第1項の農林水産省令（以下「省令」という。）で定める中型まき網漁業（ぶりの稚魚（体長15センチメートル以下のぶりをいう。以下同じ。）をとることを目的とするものに限る。）及び宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）第4条第1項第1号のぶり稚魚漁業（以下「対象漁業」という。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等の制限措置及び条件）

第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、対象漁業に係る許可等の制限措置及び条件について別表1に定める。

2 知事は、別表の許可等をすべき船舶等の数を、令和3年度ぶり養殖関係県担当者会議での合意事項に基づき、平成11年度の本県の実操業隻数120を超えない範囲で定める。

（許可等の有効期間）

第2 対象漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項及び第2項の規定により、別表に定める漁業時期と同一とする。

2 対象漁業の起業の認可の有効期間は、前項の規定による許可の有効期間の満了の日までを限度とする。

（継続の許可等）

第3 対象漁業は、規則第14条第1項第1号及び第4号の継続の許可等の対象としない。

（許可等の基準）

第4 規則第11条第5項の許可等の基準は、協会の推薦を受けた者の申請を優先する。

2 前項の規定又は協会の推薦がない者の申請において同順位が複数の場合は、次の（1）から（4）の順序で優先し、さらに同順位の場合は同順位となった申請について公正な方法でくじを行い許可等をする者を定める。

（1）前年度に対象漁業の許可を受け、かつ、対象漁業に係る採捕実績を有する者の申請

（2）前年度に対象漁業の許可を受け、かつ、対象漁業に係る採捕実績を有する者から、その事業の全部を承継した者の申請

（3）知事に当該年度のぶりの稚魚の出荷計画を提出した県内に住所を有する沿海漁業協同組合に所属する者の申請

（4）上記以外の申請

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可等をしない。

（1）規則第9条第1項各号のいずれかに該当する場合

（2）許可等を申請した者が漁業関係法令に違反し、懲役又は罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から1年を経過し

ない場合

(変更の許可の基準)

第5 規則第16条の規定による変更の許可は、別表で定める制限措置のうち、船舶の総トン数又は推進機関の馬力数に係る変更のみ認め、その規定の範囲内で変更を認める。

(資源管理の状況等の報告)

第6 規則第21条の規定による報告は、宮崎県漁業許可の事務取扱要領（以下「要領」という。）第5に定めるとおりとする。

(申請事務等の手続)

第7 申請の経由機関、申請書の様式、添付書類等については、要領に定めるものほか、第4の2の（2）に該当する申請であって親子間の承継による場合は、戸籍謄本を添付しなければならない。

附 則

この方針は、令和4年10月18日から施行する。

別表 中型まき網漁業（ぶりの稚魚をとることを目的とするものに限る。）及びぶり稚魚漁業に係る制限措置及び条件

① 中型まき網漁業（ぶりの稚魚をとることを目的とするものに限る。）

制限措置						許可等の条件	
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
中型まき網漁業（ぶり稚魚）	5トン以上40トン未満の範囲内において申請のあった船舶の総トン数	申請のあつた推進機関の馬力数	宮崎県沖合の海域	別途公示	宮崎県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者（以下「漁船使用者」という。）。ただし、起業認可の申請に限って、宮崎県の漁船原簿に登録を予定している漁船を使用する者（以下「漁船使用予定者」という。）も含む。	別途公示	1)ぶりの稚魚以外の水産動植物を採捕してはならない。 2)使用する網の目合は15センチメートルにつき26節以下の太目とする。 3)操業中は知事が交付した標旗を掲げなければならない。 4)操業日ごとに採捕結果を報告しなければならない。 5)県内の採捕尾数が採捕計画尾数を上回ると知事が判断し、採捕停止を通知した日以降は採捕してはならない。 6)許可の有効期間が終了したとき、許可が取り消されたとき又は許可の効力の停止を命じられたときは、知事が交付した標旗を速やかに返納しなければならない。

② ぶり稚魚漁業

制限措置						許可等の条件	
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
小型まき網漁業	5トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあつた推進機関の馬力数	宮崎県沖合の海域	別途公示	漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限って、漁船使用予定者も含む。	別途公示	1)ぶりの稚魚以外の水産動植物を採捕してはならない。 2)使用する網の目合は15センチメートルにつき26節以下の太目とする。 3)操業中は知事が交付した標旗を掲げなければならない。 4)操業日ごとに採捕結果を報告しなければならない。 5)県内の採捕尾数が採捕計画尾数を上回ると知事が判断し、採捕停止を通知した日以降は採捕してはならない。 6)許可の有効期間が終了したとき、許可が取り消されたとき又は許可の効力の停止を命じられたときは、知事が交付した標旗を速やかに返納しなければならない。
機船船びき網漁業	5トン以上20トン未満の範囲において申請のあつた総トン数						
小型まき網及び小型機船船びき網漁業	5トン未満の範囲において申請のあつた船舶の総トン数						